

衆議院 水産委員会議録 第八号

(二二四)

第一類 第十号

水

産

委

員

会

議

録

第

八

号

昭和二十八年七月二日(木曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 田口長次郎君

理事鈴木 善次君 理事中村庸一郎君

理事山中日露史君 理事小高 嘉郎君

塚原 俊郎君 中村 清君

夏堀源三郎君 濱田 幸雄君

赤路 友藏君 悅藏君

田中幾三郎君 淡谷 文雄君

松田 鐵藏君

西村健次郎君

(調達官)不動 山中 一朗君

(総理府事務官)西村健次郎君

(農林政務次官)西村健次郎君

につき、その補欠として楠美省吾君及び稻富穣人君が議長の指名で委員に選任された。

七月二日

委員楠美省吾君選任につき、その補欠として白瀧仁吉君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十九日

同月三十日

六月二十九日

泊焼山湾漁港修築に関する請願(淡谷悠藏君紹介)(第一九六九号)

の審査を本委員会に付託された。

七月一日

水産業協同組合系統指導職員設置に対する国庫助成に関する陳情書(全日本漁業協同組合連合会会長理事木下辰雄)(第五二七号)

中小漁業融資保証法に基く融資の利廃減措置に関する陳情書(全国漁業協同組合連合会会長理事木下辰雄)(第五二八号)

電力割当等特別措置に関する陳情書(全国漁業協同組合連合会会長理事木下辰雄)(第五二九号)

駐留軍演習による漁業補償手続の簡素化に関する陳情書(全国漁業協同組合連合会会長理事木下辰雄)(第五三〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

日本國に駐留するアメリカ合衆國軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案(内閣提出第四二号)

漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)

○田口委員長 これより会議を開きます。

ただいまより内閣提出、漁船損害補法の一部を改正する法律案を議題とします。政府より提案理由の説明を求めます。篠田農林政務次官。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のよう改訂する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条~第三条)

第二章 漁船保険組合の組織

第一節 通則(第四条~第十二条)

第二節 設立(第十三条~第二十一条)

第三節 組合員(第二十二条~第二十九条)

第四節 管理(第三十条~第四十九条)

第三章 漁船の定義に規定する漁船をいう。以下同じ。)を保険の目的としてこの法律により行う相互通保険をいう。

漁船保険は、普通保険及び特殊保険とし、普通保険は、普通損害保険及び満期保険とする。

この法律において「特殊保険」とは、戦争、変乱その他政令で定められたに準ずるものによる滅失、沈没、損傷その他の事故(以下「特殊保険事故」という。)により損害が生じた場合に保険金額を支払う保険をいい、「普通損害保険」とは、特殊保険事故以外の滅失、沈没、損傷その他の事故(以下「普通損害保険事故」という。)により損害が生じた場合に保険金額を支払う保険をいい、「満期保険」とは、保険期間中の普通損害保険事故により損害が生じた場合に保険金額を支払う保険をいう。

「第二章 漁船保険組合」を「第二章 漁船保険組合の組織」に改める。

第七章 契約の成立(第二百四十三条~第二百四十六条)

附則

第一条 この法律は、漁船について、不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にし、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする。

第三条を次のように改める。

(定義)

第七条第三項中「漁業に從事する特定の漁船」を「漁業に從事し、又はもっぱら漁場から漁獲物若しくはその製品を運搬する漁船であつて政令で定める総トン数以上のもの」に改める。

昭和二十八年七月一日

第二十五条第一項中「第三十三条规定を拒んだとき」を「その者が組合員たる資格を有しないとき」に改め、同条第二項中「第三十三条第三項」を「第九十六条第三項」に改め、第二十九条第一項中「第六十二条第三項」を「第三十七条第三項」に改める。

第二章第四節を削る。

「第五節 管理」を「第四節 管理」に改め、第六十五条第四項中「第六十条及び第六十一条」を「第三十五条规定及び第三十六条」に改め、第六十六条中「第五十九条」を「同法第十九条」に改め、第六十九条第五項中「第六十七条」を「第四十二条」に改め、第七十条中「第六十二条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、第七十一条第七項中「第六十二条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、「市町村」を「市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十五条第二項の市にあつては特別区、特別区のある地にあつては特別区。以下同じ。）」に改め、同条第九項中「第五十六条及び第六十五条」を「第三十二条及び第四十条」に改め、第五十五条を第三十条とし、以下第七十四条までを順次二十五条ずつ繰り上げる。

「第六節 解散及び清算」を「第五節 解散及び清算」に改め、第七十五条第一項第五号中「第一百十一条」を「第八十六条」に改め、同条第二項中「第六十九条第一項」を「第四十五条」に改め、

十四条第一項」に改め、第七十六条第二項中「まで経過しない期間に対する保険料」を「普通損害保険及び特殊保険にあつては、まだ経過しない期間に對する保険料」を「満期保険にあつては、第一百十三条の十一第一項の積立保険料のうちの純保険料及びまだ経過しない期間に對する附加保険料並びに同項の損害保険料のうちまだ経過しない期間に對するもの」に改め、第七十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、第八十条第二項中「第五十五条第四項本文」を「第三十一条第四項本文」に改め、同条第三項中「第六十九条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、第八十二条第二項中「第九十四条」を「第六十九条」に改め、第八十七条中「漁船損害補償法第八十三条」を「漁船損害補償法第五十八条」に改め、第七十五条を第五十八条とし、以下第八十七条までを順次二十五条ずつ繰り上げる。

「第九十三条」を「第六十八条规定」に改め、第百三十一条第一項中「第九十四条」を「第六十九条」に改め、同条第二項中「第七十三条第三項」に改め、第百四十二条第一項中「第七十条第一項」に改め、同条第二項中「第九十五条第二項」を「第七十条第二項」に改め、第百五十五条第二項中「第八十六条」を「第六十一条」に改め、第百八条中「第一百四十一条」を「第一百四十二条」に改め、第百八十八条を第六十三条とし、以下第八十八条までを順次二十五条ずつ繰り上げる。

〔第八節 監督〕を「第七節 監督」に改め、第一百十一条第一項中「第一百九条」を「第八十四条」に改め、第一百九条を第八十四条とし、以下第百十三条までを順次二十五条ずつ繰り上げ、改正後の第八十八条の次に次の第一章を加える。

次に次の第一章を加える。

第三章 漁船保険組合の漁船 保険事業

第一節 通則

(保険の目的)

四

3 漁船であつて総トン数千トン未満のものとする。

4 地域組合又は業態組合のいずれか一方の保険の目的となつてゐる漁船は、他の一方の保険の目的とすることができない。

4 漁具は、定款の定めるところにより特約があり、且つ、漁具とその属する漁船とが同一の者の所有に係る場合に限り、その属する漁船とともに保険の目的とすることができる。

5 前項の規定により漁具を保険の目的とする場合においては、この法律の規定中「漁船」とあるのは「漁船（漁具を含む。）」と読み替えるものとする。

（保険関係の成立）

第九十条 保険関係は、組合が保険料を受け取った時に成立する。

（保険引受けの拒否の制限）

第九十一条 組合は、組合員又は組合員たる資格を有する者から保険の申込があつたときは、正当な事由がなければ、これに対して保険の引受けを拒むことができない。

（保険料の相殺の制限）

第九十二条 組合員又は保険の申込人は、組合に支払うべき保険料につき、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（保険証券の交付及び記載事項）

第九十三条 組合は、組合員の請求があつたときは、保険証券を交付しなければならない。

2 保険証券に記載すべき事項は、省令で定める。

（組合のでん補責任の開始期）

第九十四条 組合の損害をでん補すること

(事故の確定による無効)
第九十五条 前条の規定により組合の損害で、ん補の責任が始まる前に
おいて、既に事故が生じ得ないこ
ととなつたとき、又は生じていた
ときは、当該漁船保険は、無効と
する。

(保険の目的の譲渡)

第九十六条 保険の目的たる漁船の
譲受人は、組合に通知して、譲渡
人が保険関係について有する権利
義務を承継することができる。但
し、左の各号の一に該当する場合
には、この限りでない。

一 満期保険以外の保険の保険契
約について権利義務を承継しよ
うとする場合において、当該漁
船の譲受人が組合員たる資格を
有しないとき。

二 組合が、正当な事由により、
通知を受けた後直ちに譲受人に
通知して、その承継を拒んだと
き。

三 前項の規定により満期保険の保
険関係に関する権利義務を承継し
た者が組合員たる資格を有しない
場合には、その者は、この節及び
第三節の規定の適用については、
組合員とみなす。

前二項の規定は、保険の目的た
る漁船につき、相続その他の包括
承継又は遺贈があつた場合に準用
する。

(損害防止軽減の義務)

第九十七条 組合員は、保険の目的た
る漁船につき、損害の防止及び

あつた旨及びその同意に係る地区を公示しなければならない。

(義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等)

第百十三条の二 義務付保の同意があつた場合において、代表者が、その同意に係る地区を地区とする

漁業協同組合に對し、その同意があつたことを証する書面を添えて、当該漁業協同組合の組合員たる指定漁船所有者が当該指定漁船に指定組合に支払うべき保険料

(特別保険の保険料を除く。以下この条において同じ。)を集収してその者に代り組合に払い込む事業を行なうべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、正当な事由がある場合は、その申出に係る事業を行なわなければならぬ。

前項の規定は、同項の規定による事業を行う漁業協同組合に対し、当該漁業協同組合の組合員から、その所有する指定漁船以外の漁船につき組合に支払うべき保険料を集収してその者に代り組合に払い込むべき旨の申出があつた場合に準用する。

第百十三条の三 第百十二条第一項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、左の場合には、当該漁業協同組合の組合員たる指定漁船所有者が当該指定漁船に指定組合に支払うべき保険料につき組合に支払うべき保険料を除く。以下この条において同じ。)を集収してその者に代り組合に払い込む事業を行なうべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、正当な事由がある場合は、その申出に係る事業を行なわなければならぬ。

第百十三条の四 第百十三条の規定による事項は、政令で定める。

(保険期間)

第百十三条の五 保険期間は、普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四箇月とする。

但し、組合は、省令の定めるところにより、定期で別段の定をすることができる。

(組合のてん補責任)

て、政令で定める金額を交付しなければならない。

第二項及び第三項の規定は、普通保険の保険金額が政令で定める金額に達しない漁船については、適用しない。

(付保義務の消滅)

第百十三条の三 第百十二条第一項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、左の場合には、消滅する。

一 政令で定める手続により指定漁船所有者の組員の一以上者が当該義務を消滅させることにつき同意したとき。

二 政令で定める場合を除き、義務付保の同意に係る地区を地区とする漁業協同組合の地区に変更があつたとき。

三 前号の漁業協同組合が解散したとき。

四 指定漁船所有者が二人未満となつたとき。

第五百十三条の規定は、前項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅した場合に準用する。

(委任規定)

第五百十三条の四 前四条の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(保険の目的)

第五百十三条の五 満期保険の保険の目的たるべき漁船は、保険期間の満了(以下「満期」という。)の時において、准水後省令で定める期間を経過しない漁船とする。

(保険の目的たる漁船の価額)

第五百十三条の六 組合は、保険の目的たる漁船につき、普通損害保険事故又は特殊保険事故によつて生じた損害をてん補する。但し、特殊保険事故が捕獲、だ捕又は抑留によつて生じた場合には、特約がなければ、これによつて生じた損害をてん補する責を負わない。

前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、省令で定める。

(保険料)

第五百十三条の七 組合員は、保険の目的たる漁船につき、保険期間中組合が負担した危険が消滅したときは、政令の定めるところにより、保険料の一部の払いもどしを請求することができる。

(商法の準用)

第五百十三条の八 組合の普通損害保険及び特殊保険については、商法第六百三十七条(保険額の著しい減少)及び第六百六十三条(短期時効)の規定を準用する。この場合において、同法第六百六十三条中「保険料支払ノ義務」とあるのは、「保険料支払ノ義務及ビ追徴金支払ノ義務」と読み替えるものとする。

(保険の目的)

第五百十三条の九 満期保険の保険の目的たるべき漁船は、保険期間の満了(以下「満期」という。)の時において、准水後省令で定める期間を経過しない漁船とする。

(保険の目的たる漁船の価額)

第五百十三条の十 満期保険について

は、保険関係が成立した日における保険の目的たる漁船の価額をもつて保険期間中における当該漁船の価額とみなす。

第五百十三条の十一 満期保険の保険料は、満期により支払うべき保険料は、満期により支払うべき保険金額に係る保険料の部分(以下「積立保険料」という。)及び満期前の保険に付すべき義務により支払うべき保険料の部分(以下「損害保険料」という。)か

ら成るものとする。

(保険料不払による失効)

前項の解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

(解除)

前項の規定によりてん補する損害をてん補する責を負わない。

前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、省令で定める。

(組合の保険金額支払義務)

第五百十三条の十二 組合は、保険の目的たる漁船につき、満期前における普通損害保険事故によつて生じた損害をてん補し、及び満期により保険金額を支払う。

前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、省令で定める。

(保険期間)

第五百十三条の十三 満期保険の保険期間は、政令で定める期間の範囲において組合の定款で定める期間とす。

(保険関係の存続)

第五百十三条の十四 満期保険の保険の目的たる漁船の所有者である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため、組合を脱退した場合には、当該満期保険の保険関係は、第二十七条第一項の規定によつて生じた損害をてん補することができる。

(時効)

第五百十三条の十五 組合員は、何時でも、満期保険を解除することができます。

第五百十三条の十六 組合員が、保険料の支払をしないで省令で定める支払猶予期間を経過したときは、満期保険は、その効力を失う。

(払いもどし金の支払)

第五百十三条の十七 組合員は、解除(第二百十一条において準用する商法第六百四十四条(告知義務))の規定による解除を除く。)その他政令で定める事由により満期保険の保険関係が消滅した場合には、組合に対し、当該保険につき支払った積立保険料(支払期限の到来から百分の百までの間で省令で定めた未払積立保険料を含む。)のうちの純保険料の額に百分の九十から百分の百までの間で省令で定めた割合を乗じて得た額に相当する金額の払いもどし金を請求することができる。

第五百十三条の十八 満期保険の保険金額、払いもどすべき保険料及び

払いもどし金の支払義務は五年、
保険料及び徴収金の支払義務は一
年を経過したときは、時効によつ
て消滅する。

める。

〔第三章 政府の再保険事業〕を
〔第四章 政府の再保険事業〕に改

は」を「追徵金及び」に改め、同条第四項中「第五十六條から第六十六條まで、第六十八條第六十九條第一項から第三項まで、第七十条及び第七十四条」を「第三十一条から第四十一条まで、第四十三条、第四十四条第一項から第三項まで、第四十五

により普通損害保険に付されたものとみなされた漁船を含む。」に、「同条第六項の政令で定める金額に相当する保険金額」を「保険金額（政令で定めるものを除く。）」に改め、「純保険料」の下に「積立保険料に該当するものを除く。」を加

に改め、同号を第九号とし、同条第十二号中「第八十五条」を「第六十二条」に改め、同号を第十号とし、同条第十三号から第十五号まで中「第六八七条」を「第六十二条」に改め、第十三号を第十一号とし、以順次二号ずつ繰り上げ、同条に次

的漁業の禁止及び公取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁船損害賠償法（昭和二十七年法律第二百一十八号）第四章」と「漁船員賃用賃法（昭和二

第百十六条中「再保險金額は、」を「普通損害保険及び特殊保険の再保險金額は、」に改め、同条に次の二項を加える。

之、第一百四十一條第一項中「第三十
二条第七項」を「第一百三十三条の二第
四項」に改める。

十四 法令又は定款に違反して懲罰金額を削減し、又は剩余金額を処分したとき。
十五 第百八条又は第百九条の規定に違反したとき。

4 **十七年法律第二十八号) 第五章」**
に改める。
**漁船乗組員給与保険法(昭和二
十七年法律第二百十二号)の一部**
を次のように改正する。

は、保険金額と同額とし、満期前の普通損害保険事故による支払に係るものについては、保険金額の百分の九十とする。

六十二条】に改め、同条第六項中「第八十八條から第九十一条まで」を「第九十三条、第九十五条から第九十九条まで、第九十八条第一項及び二項、第九十九条、第一百条第一項及び第二項、第二百二条並びに第四百四十二条まで」を「第六十三条から第一百八条まで」を

を「第八十四条」に、「第一百三十条」を「第八十八条」に、「第一百十条」を「第八十五条」に改める。

附則を附則第一項とし、同項の
に次の二項を加える。

第三十二条中「第三十七条规定証券の交付及び記載事項」、第四十一条（相殺できない場合）及び第四十二条（保険金額の削減）を「第九十二条（保険料の相殺の制限）、第九十三条（保険証券の交付及び記載事項）及び第一百七十七条（保険金額の削減）」に改める。

第百十三條の七又は第百十三条の十七の規定により組合員に保険料の払いもどし又は払いもどし金の支払をすべきときは、政府に対し、政令の定めるところにより、再保険料の払いもどし又は払いもどし金の支払を請求することができる。

第一百九条中「通知した事項に変更を生じたとき」の下に、「又は当該保険関係が消滅したとき」を加える。

第七十条から第七十二条まで、第六十六条、第六十八条、
十三条第一項及び第二項、第七十四条、
一条、第七十五条第一項及び第二項、
第七十七条並びに第七十九条から第八十三条までに、「第九十三条中
を「第六十八条中」に、「第九十七条
第二項」を「第七十二条第二項」
に改め、同条第七項中「第一百九条から第一百二十二条まで」を「第八十四各条
から第八十七条まで」に改める。

「第五十九条第一項、第六十条又は第六十一条」を「第三十四条第一項、第三十五条又は第三十六条」に改め、同号を第五号とし、同条第八号を第六号とし、「第六十二条第一項、第六十三条第一項又は第六十四条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第六十五条第一項、第六十六条第一項又は第六十七条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第六十八条第一項、第六十九条第一項又は第七十条第一項」を「第四十条第一項」に、「第六十一条第二項若しくは第六十三条第二項若しくは第六十四条第二項」を「第三十八条第二項若しくは第三十九条第二項」に、「第六十五条第二項若しくは第六十七条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同号を第五号とし、同条第八号を第六号とし、「第六十六条第二項、第六十七条第二項又は第六十八条第二項」を「第四十条第二項」に、「第六十八条第二項若しくは第六十九条第二項」を「第四十一条第二項」に、「第六十九条第二項若しくは第七十条第二項」を「第四十二条第二項」に、「第七十条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同号を第五号とし、同条第八号を第六号とし、「第六十二条第二項、第六十三条第二項又は第六十四条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第六十五条第二項若しくは第六十七条第二項」を「第三十九条第二項」に、「第六十八条第二項若しくは第六十九条第二項」を「第四十条第二項」に、「第六十九条第二項若しくは第七十条第二項」を「第四十一

3 前項の規定により交付する保険加入奨励金に相当する金
は、毎会計年度、予算の定めるところにより、一般会計から漁船
保険特別会計に繰り入れる。

2 附 則

1 この法律は、公布の日から起
して六十日をこえない範囲内に
て政令で定める日から施行
する。

2 漁船再保険特別会計法（昭和二年法律第二十四号）の一部を
二年法律第二十四号）の一部を

○篠田政府委員　ただいま議題となりました、漁船損害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。
現行の漁船損害補償法は、漁船の事故によつて生じた損害を補償して、この

五百二十二条第四項中「第五十四条」を「第一百十一条」に改め、第一百二十四条中「第六百四十三条」を削る。

金の交付」を「第六章 保険料の負担及び補助金の交付」に改める。
第一百三十九条第一項中「第三十二条第一項の規定により保険に付した漁船」を「第一百十二条第一項の規定により保険に付した漁船（同条第二項の規定によつて同条第一項の規定

「第五十三条又は第五十四条第一項」に改め、「五
号を第七号とし、同条第十号中「七
七八条又は第七十九条第一項」

3 附則に次の一項を加える。
当分ノ間業務勘定ニ於テハ第三
ノ三ニ規定スルモノノ外法附則
三項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリ
受入金ヲ以テ其ノ歳入トス
昭和二十二年法律第五十四号

の復旧を容易にし、漁業経営の安定化を資することを目的としております。そして、二十トン未満の漁船に対しましては、一定の条件の下で義務加入の制度が設けられておりまして、この義務加入の場合については保険料の一切を国庫が負担することとなつております。

にかかわらず、損失がないという決定をいたしました場合、それを裁判所に持つて行きまして、結局裁判所が、その処分は違法だということで、その判断をもつてその決定をくつがえした場合においても、それはくつがえすだけで、また内閣総理大臣に持つてかえることになるのではないか。従つて増額の場合すぐ裁判所が一円もというのを五万円というようにな増額するのと、何か不均衡ではないかというお話を点だと思います。これはいろいろ立法論的な御議論もあると思います。この場合におきまして、内閣総理大臣は損失があるかないかのどちらかの決定をしなければいけないわけであります。損失がないと決定した、その決定が裁判所によつてくつがえされると、結局残るところは内閣総理大臣のとするべき道は、損失ありという決定の道しかない。それから、もう一つこれを手続的にと申しますか、かりにそういうふうになりますから、結局この補償の請求な、裁判所で、損失がないという決定は違法なものとして取消された場合におきましては、その処分はなかつたことになりますから、結局この補償の請求申請書が内閣総理大臣のところへ提出されて、まだ損失なしという決定の以前の段階になる、そこで損失なしという決定はくつがえされて、残る道は損失ありという決定をせざるを得ない。もちろん損失なしという決定が違法なりそれに拘束されるということになるだらうと思つております。

ます。この問題につきましては、最高裁判所方面の意見も微すこしまして、ただいまの法制部長の御意見と大体同じであります。私も非常に安心いたしましたのであります。ともあれ御承知のように、今日日本国内におきましては、駐留軍の行為によつて直接間接の損害が至るところに起きております。従つて從来ともこういう問題が非常に多く出て来ると思いますので、この場合におきましては、国民の権利を守るといふ上から、この直接間接の被害に対しましては、政府当局におかれまして十分慎重にお考えを願つて、いやしくもアメリカ駐留軍の行為によつて日本国民の受けた損害の保護に欠けることのないよう、十分なる態度をもつて臨まれることを希望いたしまして、この点に関する私の質問を終ります。

ロ、フォックスズ区域が約二千平方キロ、ハウ区域が約三千平方キロ、そのほか大村、佐世保がありますが、かようなところは別といたしまして、この区域は西海区水産研究所の調査報告に基きますと、いずれも非常な好漁場であります。それはどういう意味かと申しますと、五島西方の沿岸水と対馬暖流とが接触して生ずるところの広大な中間水域に当つておるのであります。かような点で各種の魚がここに滞留して、それを漁獲するというようなきわめて重要な場所であることを、すでに長官はもう御存じだと私は存じております。特にこの海域はいわしの産卵場にも当つておりますし、親いわしの産卵のため滞留することも多くなつております。しかもそれだけじゃなく、あじとかさばとかいうようなものがそうであるし、さらに底魚も潜留するというような重要な漁獲場になつております。かようなところがアメリカ軍のジョージ射撃演習場になりますのであります。かようなところであります。かようなところであります。かようなことをいわれますけれども、もしそういう場合でも漁獲に出ておりますと、危険があつたときにはそれは自己の責任において行うということになりますので、やはりあぶないから出ないというのが常識であります。かような場合に損失を受けますものは当然漁民であつて、申請をいたしておりますものは、ジョージ区域件ありますと六千六百人という数になります。かようなことから推定いたしますと、揚漁網一組五十人として三百三十二件ありますと三百七千件あるのであります。かようなことから推定いたしますと、揚漁網一組五人として百八十九

組を四十九件として四百九十人、合せますと八千三十五人という漁民がそこに携つて直接に被害を受けておる、この家族を合せましたら、約四万人からの人たちがまさにその日のなかに困るというような段階になつておるのが実情であります。かよくな場合に、先ほど申し上げましたように、不備のためとかさよなことの数字的な立証が困難だとか、こういうことで金銭損害補償をしないといふような考え方には、ただいままでの国民の権利としても、生活保障の上からも、今後さらうな損害を受けたときには、十分の親心を持つてやるべきだというようなお話を出ておるこの際でありますから、私はまことに言い過ぎかもしれませんけれども、実際はけしからぬ、かようく考えておりますので、どういうお考え方か一応お聞きいたしてみたいと思いますので、水産府長官の清井氏はどうお考えになるか、山中さんはどうお考えになるか、それ／＼御所見を伺いたいと思ひます。

相当い広海面で、ある一定の回遊しておりますところの魚類を採捕するといふような関係がございまして、一般の漁業権のごとくに、一定の地先海面の漁業権で、一定の地域を制限するということとちよつとその間に事情を異にすることも、たゞお述べになりました。従いましてその当該区域におきます漁業資源につきましては、いろいろの方でも調査をいたしております。したがいまお述べになりましたよう。従いましてその当該区域におきます漁業資源について、いろいろの方の研究所において、当該海面について相当の漁業資源があるという調査があるのであります。しかしながら、調査はさうでございませんが、その海面に従来操業しております漁業者が、その制限によつてどの程度損害をこうむつておつたかと、いう判定について、いろいろ困難な問題がありましたので、その問題につきまして、私どもいたしましては、正当なる損害に対しましては何とか補償して下げるなければならないとは思ひながらも、いろいろな事情がありまして、その間の事情等につきまして、いろいろ技術的な苦心をいたしております。たゞいたしましても、この海面について損傷があることははつきりいたしておりますが、どの程度あるかといたいうことを技術的にはつきりさせませんと、損害の金額を計算する場合に非常にむずかしい点がありますので、この点の事情を十分御了承願いたいと思ひます。私どもしましても、損害あるいはつきり認定いたしておるのであります、どの程度のものがあると確認するかということについて、実はただ

いまいろいろ政府部内の関係者と相談をいたしておるわけであります。まだ最後決定に至つてないことははなはだ残念でありますけれども、私どもとしましては、やはり事實を直視して、その事實に対し損害を補償するという方針で、あくまでこの問題は積極的に進めて参らなければならぬ、かよう考へる次第であります。

○山中政府委員 調達庁に対する所見

いかんという辻委員の御質問でござりますが、ただいま水産庁長官が答弁申しましたような内容と、私の考へておることは大体同一でございまして、いろ／＼なデータなり、事情が許す限り、各方面と折衝して、できるものは正当な補償をいたしたい、こういうように考へております。

○辻(文)委員 お話を聞いて、ほつたからしているのではない、何とかしなければならぬといふ心組みだけは私

わかるのでありますて、ありがたいと思ひます。けさの新聞でもごらんだと思いま

すけれども、内灘問題のようにうんと騒いでおるとこはちゃんとする。お

となしく紳士的に、県を通じて申請をするようなところは、なるべく予算を出さぬようにとか、あるいは心配せぬ

ということでは、将来思想的にもはなはだおもしろくない。むしろおとなしくしてじみちにやつておつても、実情

がどうであるかというようなことを御當局はつぶさにお調べいただいて、あ

くしておつとも、実情がどうであるかといふ点でござりますが、いかがでござりますか、その点をひとつ……。

○山中政府委員 この間私内灘へ行つたときには、内灘村長が提示されましたそれにはつきりと調達庁と村長との間に

書類と国有地に対する補償の契約書があると思いますが……。

○辻(文)委員 御趣旨はわかりました

が、もちろんこれは法律がきておりま

す以上は、法律に従うのが当然であります、先ほどからもいろ／＼お互

いの見解なり、法律に対しての見解も

いる／＼あるので、不安な場合をお聞

きしておりますが、立法の精神の本質がどこにあるかということは、私ども

が今さらここで申し上げるまでもないと思います。しかもその法律を操作

する場合のその人の心がけだと私は思

う。ですからさうような意味に合致する

ように、大蔵省の方でもひとつおとり

はからい願いたいと思ひますのは、た

とえば清井長官にしても、山中さんに

しても、やつてやりたい親心があつて

も、やはり金がなければやられませんの

で、根本的には大蔵省にお願いしなけ

ればならぬという段階になるだろうと

思います。どうぞひとつよろしくお願

い申し上げます。

○淡谷委員 調達庁の山中部長さんに

お尋ねいたしましたが、この間お取寄せ

いたしました。

○田口委員長 大蔵省の谷川主計官も

御出席になつておりますが、谷川主計

官にもお考へを聞かれたらいかがですか。

○辻(文)委員 大蔵省の御見解もあわせてこの際お聞きしたいと思います。

○谷川説明員 渔場の損失の補償の問題につきましては、ほかの地区も同様

はこの間もここにはおいでいただいたから、見ておいでだつたかどうかわからぬませんが、もちろん以東底びきの問題についておいでになつたのだから別個でありますけれども、あるいはそうしましては、何かお聞きになつたかも知れませんが、ぜひこういう場合には、お忙しい中でお気の毒ですがれども、現地を十分ごらんくだすつて、なるほどとおに落ちるようにされ

て、そうして実情に即して、ぜひ漁民たちがせめて最低の生活を保障する

ことができる範囲ででも、補償していく

たゞく、というような御努力をいたたく

よう、私はお願いしたいと思うので

す。けさの新聞でもごらんだと思いま

すけれども、内灘問題のようにうんと騒いでおるとこはちゃんとする。お

となしく紳士的に、県を通じて申請を

するようなところは、なるべく予算を

出さぬようにとか、あるいは心配せぬ

いとあります。しかもその法律を操作

する場合のその人の心がけだと私は思

う。ですからさうような意味に合致する

ように、大蔵省の方でもひとつおとり

はからい願いたいと思ひますのは、た

とえば清井長官にしても、山中さんに

しても、やつてやりたい親心があつて

も、やはり金がなければやられませんの

で、根本的には大蔵省にお願いしなけ

ればならぬという段階になるだろうと

思います。どうぞひとつよろしくお願

い申し上げます。

○山中政府委員 当委員会の要求がこ

ういう契約書の写しにあつたというこ

とは承りまして、私も一応調達局関係

委員会においても各観点から御質問が

ありまして、それ／＼政府の当事者か

ら御説明申し上げておる次第でござい

ます。ただいまの見舞金に対する、済金

あるいは何か基準があるのか、こう

いう御質問でございますが、この点

も從来答弁申し上げました点で見る述

べておると思うのですが、われ

われといたしましてはあくまでも、い

わゆる闇議の基準によりますところの

例外の措置、こういう観点に立ちまし

て、内灘村が他の從来の接収の状況か

ら見て、各觀点に非常に特異な点があ

つたということから、あいいう措置を

とつたのであり、またこれからも同一

の基準でやるのかという御質問につき

ましては、この前も長官が申し上げま

したように、客観的に見まして同一の

事例がありとすれば、われ／＼といった

しましては事務的に同一の作業をいたさなければならないだろう、こういうようにお答えするよりはかに、現在のところは申し上げることはない。のでございますが、どうでしようか。

○淡谷委員 演習地の問題はいろいろな政府の御答弁によりまして、大体地元が納得して契約をし、それによつて補償の問題等がきめられる場合と、それから地元の納得を得ないで強制使用する場合と、はつきり二つになつておるようございますが、一体外務省の見解は、この強制使用の方に重点を置いたような印象を、私前会の答弁で受けましてはなはだ不本意に思つておるものでござりますが、調達庁は調査に行かれる場合に、一体望ましいと言われるところの、地元納得の上に立つた使用を目ざしておられるか。それともめんどうくさいから、切捨てごめんの強制使用をするといったような態度を持つておられるか、この点、はつきり御答弁を願いたいと思います。

○山中政府委員 御答弁申し上げます。ただいまの淡谷委員の御指摘の点でござりますが、先般外務省からの答弁も、必ずしも切捨てごめんという意味じやないんだろうと私は考えるのであります。この点のあり方なりあるいは手続規定につきましては、先般私の方の大石次長からも、大体淡谷委員の御質問に対しまして御答弁申し上げたのであります。この接収に対する態度と申しますのは、われくはわれわれなりに、またわれくの地方支、分部局としての調達局がありますが、この調達局の関係職員を使いまして、われわれといたしましては民意によるところの自由契約によることを根本原則

といたしまして、できるだけ皆さんの御了解を願つた上で契約をいたす、こないうような根本方針には、過去も現在も違ひはない。ただ行政協定に基きまして、日本政府が駐留軍に対する施設提供の義務を負つて、も御迷惑でも、その自由契約がで方には御迷惑でも、その自由契約ができない場合には、ある程度の収用法によるところの収用もやむを得ない場合がまま起きるかと思うのですが、現在までは、相なるべくはそういう措置を避けて行きたい、こういうのがわれわれの仕事に対する態度でございます。

○淡谷委員 本府の御意思が必ずしも強制使用に賛成されていないというふうを聞きまして、まことに本懐に思ふのでござりますが、仙台の調達局長から、山田忠雄さんという方でございまして、山形県のある人に出されたはがきでござりますが、「貴殿とされている事実を御承知でございまよ。これは山形県のある人に出されたはがきでござりますが、貴殿と

おなじでござりますが、山形県の人が出されておつたものが、なお施設が継続使用される、こういう場合に、できますれば一々参りまして十分意を尽してこちらから説明申し上げる、相手方の御同意も得るというのが本来の姿かもわからぬのであります。おそらく更新といふことになりますので、おそらく前通りに貸していただけるんじやあります。

○淡谷委員 私は先日の質問で、地方の係の方々が、ともすれば地方民に対する契約期間が完了致しますが、引き続き駐留軍に使用されることになりまので四月一日以降契約を更新することになります、就きましてはこの手続きでござりますが、先般私の御答弁も、必ずしも切捨てごめんというふうに思つておられる方の御質問に対しまして御答弁申し上げます。この点のあり方なりあるいは手続規定につきましては、先般私の方の大石次長からも、大体淡谷委員の御質問に対しまして御答弁申し上げたのであります。この接収に対する態度と申しますのは、われくはわれわれなりに、またわれくの地方支、分部局としての調達局がありますが、この調達局の関係職員を使いまして、われわれといたしましては民意によるところの自由契約によることを根本原則

といたしまして、できるだけ皆さんの御理解を願つた上で契約をいたす、こないうような根本方針には、過去も現在も違ひはない。ただ行政協定に基きまして、日本政府が駐留軍に対する施設提供の義務を負つて、も御迷惑でも、その自由契約がで方には御迷惑でも、その自由契約ができない場合には、ある程度の収用法によるところの収用もやむを得ない場合がまま起きるかと思うのですが、現在までは、相なるべくはそういう措置を避けて行きたい、こういうのがわれわれの仕事に対する態度でございます。

○淡谷委員 本府の御意思が必ずしも強制使用に賛成されていないというふうを聞きまして、まことに本懐に思ふのでござりますが、仙台の調達局長から、山田忠雄さんという方でございまして、山形県のある人に出されたはがきでござりますが、「貴殿と

おなじでござりますが、山形県の人が出されておつたものが、なお施設が継続使用される、こういう場合に、できますれば一々参りまして十分意を尽してこちらから説明申し上げる、相手方の御同意も得るというのが本来の姿かもわからぬのであります。おそらく更新といふことになりますので、おそらく前通りに貸していただけるんじやあります。

○淡谷委員 私は先日の質問で、地方の係の方々が、ともすれば地方民に対する契約期間が完了致しますが、引き続き駐留軍に使用されることになりますので四月一日以降契約を更新することになります、就きましてはこの手続きでござりますが、先般私の御質問に対しまして御答弁申し上げたのであります。この接収に対する態度と申しますのは、われくはわれわれなりに、またわれくの地方支、分部局としての調達局がありますが、この調達局の関係職員を使いまして、われわれといたしましては民意によるところの自由契約によることを根本原則

といたしまして、できるだけ皆さんの御理解を願つた上で契約をいたす、こないうような根本方針には、過去も現在も違ひはない。ただ行政協定に基きまして、日本政府が駐留軍に対する施設提供の義務を負つて、も御迷惑でも、その自由契約がで方には御迷惑でも、その自由契約ができない場合には、ある程度の収用法によるところの収用もやむを得ない場合がまま起きるかと思うのですが、現在までは、相なるべくはそういう措置を避けて行きたい、こういうのがわれわれの仕事に対する態度でございます。

○淡谷委員 本府の御意思が必ずしも強制使用に賛成されていないというふうを聞きまして、まことに本懐に思ふのでござりますが、仙台の調達局長から、山田忠雄さんという方でございまして、山形県のある人に出されたはがきでござりますが、「貴殿と

持つてゐるわけであります。御質問の内灘の問題につきましても、私どもといたしましては、調達庁の方と十分緊密な連絡をいたしまして、当該地域海面におきまして漁業者の受けた損失につきましては、その受けた損失について適正な補償が与えられるようになっておりました。従いまして具體的な事情に応じまして、私ども今後さらに調達庁と折衝を緊密にして参りたい、かように考えております。

○淡谷委員 調達庁といたしまして、強制使用が濫発され、損害が現実に起りつゝある場合でも、強制使用の手段でやつしたものに対しは補償が非常に困難になるということが考えられますが、この点ざくばらんに特調の方のお考へを伺いたいのであります。この間の国際協力局第三課長の御答弁によりますと、何もかにも地元の同意がいるんじゃない。閣議決定すればそれができるんだといったような、つづぱんなした御答弁でございましたが、このような協力局の見方で、あなた方が補償する場合にお困りにならないかどうか。今ここに出されております補償法がたとい成立をいたしましても、外務省の根本にだんびらを抜くような強制使用のどかしがある限り、あなたの方の事務的処理が円滑に行かないだろうと考えますが、行く自信がありますかどうか、この席上ではつきり御答弁を願いたいと思います。

○山中政府委員 本件の点につきましては、われくも実際の運営上の問題につきまして、合同委員会と閣議の関係、あるいは調達庁の法律並びに閣議決定事項の執行の問題につきまして、

はつきり申し上げますと、若干ギヤップがあるのではないかという気がいたしまして、昨年も執務時間後に外務省の關次長あるいは調達室におりましてその事務に相当練達している数名の人間と懇談をいたしたようなこともあります。従いましてわれくとしては、事務運営上のギャップができるだけなくして、スマーズに事務の進行のでき得るよう、運営方法を改善して行きたいと考えているわけであります。従いましてただいまの安川国際協力局第三課長の、地元の同意がなくとも、何でも必要なものは必要だから、すぐやるんだというような御印象をお受けいたしまして、先ほども申し上げましたように、やむを得ない。一部の方々の不同意があつてもやむを得ない場合には、われくとしてやむなくやらなければならぬが、その場合にも最後まで同意を得るために努力するといふ考え方で行つてることは、再三申し上げて行つてあります。あの場合説明したことを探から補足することはおかしいのですが、われわれの見方からいたしますれば、合同委員会の予備作業の協議と、政府が内政的に行爲をとるところの一つの時期との間隔の説明をやつたのじやないか、こういうふうに考えておるのでございまます、調達室がいろいろなものについて、あらゆる面で強制収用した場合に、これについて完全なる補償がついて行けるかどうかという御質問に対しましては、われくは、万々一そろいのうものはすべて強制収用によつてやらなければならないという事態に陥ると

は考えないのですが、それらの点につきましてどういうようによるとか、さらに十分政府内部で意見を統一いたしまして御期待に沿うように努力いたしたいと考えております。
○田口委員長 淡谷君あと質疑の通告があるのでですが……。
○淡谷委員 もう一回だけまとめてから……。ただいまの山中部長さんとのざつくばらん御答弁、まことに心よく思うのでございますが、これは御答弁が心よいだけで、現実はあまり心よくございません。これはどこまでも特調の方の御答弁のように、地元の折衝がきまりまして、そうして補償の条件もきまり、補償金の支払いの時期もきまつて、はつきり事務的手続が終了した後に、土地その他の引渡しがされることをあくまでも主張いたします。しかるに私の印象だけでなく、先日の速記にも現われております通り、安川課長の説明によりますと、関係各局で地元の方の状況を調査いたしますその前に——その前にと一つおるのであります。が、米軍から要請がありましたが、そのときには、はたしてこれが米軍に絶対必要なものかどうかということを米軍と協議いたしました。その上で必要だということが認められた場合には、ただちに先ほど申し上げた国内関係官庁と協議いたしまして、その上で提供ということに閣議決定をいたしますと、それを合同委員会を通じて先方に通知をすると同時に、国内的には閣議で決定して提供ということにきまるわけであります。が、私はそれできまるとは思いません。外務省がこのような旨解に立つ以上、決して演習基地の問題が解決できないと思います。特にこの

間引用されましたが占領後における開
崎・ラスク交換公文によりますと、向
うは効力発生のあと九十日以内に成立
しないものの使用の継続を許されれば
幸いになりますという希望条件であります。
これに対しまして、はいさよよります
でありますといつたような一方的な態度
度に出るならば、国内の利益を全然無
視した外交方針であると思うのであります。
まして、この点は外務省に対してさら
に一段と政治的な質問を試みないと田
中はあります。その点はただいまの御言明通り
り、日本の外務省でありますから、時
調の気に入らぬ点は勇敢に、卑屈にな
らぬよう、政府部内で一般農漁民を
中心とした政策の統一に御努力ください
いますようにお願いいたしまして、私
の特調に対する質問は打切りますが、
外務省に対してもあらためて根本的な
質問を試みます。

衆国との間でまだ最終的な結論に達していない点もございます。はつきりしておりますことは、不法行為による損害に対する補償をどうするか、この点につきましては、私どもいたしましては、これが七五%，日本が二五%負担する。しかばなは、不法行為による損害に対する補償をどうするか、この点につきましては、私どもいたしましては、これも不法行為による損害同様の割合で負担すべきものだと考えておりますが、この点につきましては目下先方と交渉中でございまして、まだはつきりしておりません。しかし私どもの主張は今申したように、合衆国七五%，日本二五%をもつて負担の割合とするというふうにすべきであると考えております。

あるということであれば、法律そのものは成立いたしまして、その後の損害額の負担の割合につきまして、その後の問題としまして折衝すればそれでよろしいのではないか、かように考えております。

○鈴木(善)委員 その点について、具體的に財源の問題につきましてお尋ねをいたしたいのですが、この法律が施行されました場合における予算措置、予算の財源はどういう予算に基いてなされるものでござりますか、その点をお伺いいたしたいのであります。

す。すなはち施設提供等諸費五十二億円にもつぱらるのであるか、また平和回復善後処理費あるいはこれに二十七年度からの繰越しがあるようでござりますが、そういうような財源によりますと、この法律が運用されるものであるかどうか、その財源措置についてお尋ねをいたしたい。

○谷川説明員 お答えいたします。御承知と思いますが、行政協定の十八条によりまする補償は、アメリカ合衆国が負担する部分につきましても、一応日本政府の予算で補償をいたしまして、かかる後その七五%の償還を受けるという建前になつておりますので、そういう前提に立ちまして、補償の今額がきまりますと、その金額全体が予算措置を必要とするわけでござります。そこでただいまの御質問でござりますが、予算の科目としましては防衛費であります。支出金であり、従いまして平和回復善後処理費は寄らないということになります。

済されればいいという観点のみでなく、日本国としてこのような補償をいたしました場合には、先ほども谷川さんからお話をございましたように、アメリカ駐留軍の側においても当然負担すべきものであるという立場を、私ども支持いたしておりますのであります。その点が明確になつていなままでこの法律が制定されるということについては、私ども非常に遺憾に存ずるものであります。が、その点はその程度にいたします。

関する法律の場合におきましては必ずさうであります。補償金の交付が非常に遅れています。これはほとんど各地の災害においてこのことが問題になつておるのであります。この補償金の交付が遅れております理由はどういう点にござりますか、この点をお尋ねいたしました。

○山中政府委員 鈴木委員の御質問に對してお答えをいたします。たゞいま補償支払いの時期が非常に遅れて、被害者の方が非常に迷惑をこうむつておるが、その原因がどういう点にあるのかという御質問のようでございます。補償金を支払います調達庁といたしまして、実は支払いの遅延ということはまことに申訴ない点であります。われわれ職員もこの点について、時期的に、また正確に万遺憾なきを期したいと日夜念願しておる次第でございまます。自分のことを言つてはなはだおかしいのですが、私も参りまして約一日調達庁の事務をとつておるのであります。が、諸般の事情をいろいろ新しい視角から検討し——過去のいいところもわれく認めるのであります。どう

いう点からこういう問題が起きたのか
ということを個人的に検討いたします
際に、事情はいろ／＼あると思うので
ありますが、根本はわれ／＼の事務が
のろい。あるいは人員が少いのだと
か、経費がないから思うように調査が
できないというような、月並のことも
あります。ともかくもわれ
われの仕事のスピード化について、さ
らに一層努力しなければならないとい
うことも痛感しておる次第であります
。そのほかに、こういう個々別々の
ケース・バイ・ケースで行くような事
務になりますて、しかもそれは大体実
績によつて被害が起きた後に補償する
が、その補償する場合には、さらにそ
れから後に実績の調査にとりかかる。
その間にどうしても相当な時間がかか
る。それからまた、ただいま申し上げ
ましたよなうなケース・バイ・ケースの事
件が非常に多いので、プリンシブルに
当てはまるものは大体各省の協議を經
たる各省を持ちまわつて協議をしなけれ
ばならないという点において、時間的
に相當なおそがりが出て来る、こういう
こととも考えております。また予算科目
の運営上から行きますても、われ／＼
いたしましては、大体原則に当ては
まつたものは、主計局の方から一応移
しかえをして、いただくのであります
が、所管が大蔵省にございまして、た
だいまも御出席になつておる谷川主計
官あたりも、おそらくほかの各省も持
つておるのであります。調達室関
係だけ三分の二くらいの努力を払つ
ておられるように漏れ承つておるので

のケースにつきまして、それ／＼の方のその一々題を予算折衝して、極端に申しましたら、三百六十五日がそれ／＼予算獲得の時期だという関係になつてゐるところに、若干ずれが出て来る。あれやこれやいろいろの関係があり、いま一つ、政治的でないと申しては極言かもしませんが、そういう点に突き当つた方面におきまして遅れるということも言えるのじやないか。これは私のは、なんとうの個人的な意見でありますするが、こういうように考えておるわけであります。これらの点において、われわれの内部で整理できることはできるだけすみやかに整理して、事務の適正迅速な運営をいたしたいと存じておるのであります。さらにケース・バイ・ケースのこういう問題の取扱いをどういうようスピーデ化するかというごとにつきましては、関係各省の皆様にも極力協力していただき、また御援助いただきまして、すみやかにこの事務運営ができるよう念願しておる次第であります。大体私の方の関係を申し上げました。

○谷川説明員 御質問の点であります
るが、御承知と思いますが、使用上の
建前からいたしまして、防衛支出金は
大部分調達庁が使用するというと、い
ことになつておりますが、そのほか
に、たとえば水道の施設の補助金と申
しますか、補償につきましては、厚生
省そのほかの官庁で扱う部面もあるわ
けでございます。そういうような関係
からいたしまして、予算是、現在御審
議中の二十八年度におきましても、ま
た前年度予算におきましても、大蔵省
の主計局の所管に組みまして、予算の
総則において必要な都度移しかえをし
て使うという条項がございますが、こ
の条項につきましても、二十七年度予
算は国会の審議を経て決定されたもの
でございまし、二十七年度におきま
しても、現在審議中の予算案は、そうな
つておりますが、それではなぜそうち
るかという点をもう少し御説明申し上
げますと、これは政府部門のことで
ござりますので、調達庁の不動産部長
も先ほどおつしやいましたが、私ども
といいたしましては、それでは調達庁に
移しかえしてある金額が全部すつかり
なくなつておるかということにつきま
しては、まだ相当の金額があるし、ま
たこれはあるのがやむを得ない事情が
ございまして、すぐ消化し得ないとい
うふうに考へるわけであります。と申
しますのは、補償の問題は、御承知
の通り検査院の関係もございまして、
資料が何分にも少い。初めからはかの
予算のよう、具体的な積算あるいは

資料が整つておるのでではなく、急には
こつと事件が出て参りまして、それから
調査し、数字を集め、過去の資料を
集めて、どのくらいの金額にするかと
いう決定をするのでござりますので、
調達厅の方も大いに努力をしておられ
ると思いますが、現在のところは、そ
れじや主計局の方に要求をしておる金
額がどのくらいあるかという点は、こ
の席上で言うのは適當ではないと思ひ
ますが、具体的にその用途がはつきり
しておるものは、一応は調達厅にお伝
えが済んでおるというふうに私は考え
ておりますよな状況でござります。

○鶴木(善)委員 この予算の運用の点
が、補償金支払い遲延の大きな原因で
もあるよう私どもには考えられるの
でありますし、現在行われております
ところのこの制度をいかに改善するこ
とが、困窮しております被災者を急速
に救済して行くための助けになるかと
いう観点からいたしまして、もう少し
この予算の運用面、この制度を改善す
ることについて、当委員会といたしま
しては、予算委員会の方とも連絡をど
りまして、適当な措置を講ぜられるよ
うに委員長に御要望いたしたい、こう
思うのであります。

次に、この法律案の補償が、経営上
損失をこうむった場合とのみ規定され
ておるのであります。が、被害が生じま
した場合——施設の除去でありますと
か、あるいはまた損害でありますと
か、そういうような場合にむしろそれ
を復旧した方が、毎年々々補償を重ね
に行くというよりも、国の負担も軽減
し、また慢性的な被害から関係者をす
みやかに救済するに有効であるという
事例が多くあるわけであります。しか

るにこの法律案が、経営上損失をこう
むつた場合とのみ規定されております
ために、そういう復旧費を支出する等
の場合に疑義を生じて来るのではない
か、こう思うのであります。が、ただい
ま申し上げましたような事情にありま
す場合に、この法律案のままで適当に
運用されるかどうか、この点について
お尋ねをいたしたい。

○山中政府委員　ただいまの御質問に
対しまして、提案者の側として一応私
の法律案の解釈を申し上げたいと思ひ
ます。御指摘のように「その他の事業
を営んでいた者がその事業の経営上損
失をこうむつたときは、国がその損失
を補償する。」こういうようになつてお
るのであります。それで立案いた
しました者等の気持から行きりますと、事
業の経営——経営ということがはたし
てバランス・シートの面だけのもので
あるか、あるいは運営的な面も含むの
か、こういうことに一応の御疑惑があ
るだらうと存ずるのであります。が、經
営ということを非常に狭く解するか、
広く解するかによつて相当相違が出て
来ると思います。ただわれ々は、こ
の事業が適正に営まれて、その運営上
実際計算できる損害があつた場合は、この損害を国が補償する、こうい
うようにとりたいと考えておるわけで
あります。

それからだいまの予防的な措置を
とつた方が國としても經濟上得じやな
いかという御指摘のようであります
が、なるほどわれ々といたしまし
ては、損失をこうむる前にそれを予見
しまして、予防的措置を講じて、國の
費用をなるべく少くする、あるいは經
営者の損害を事前に食いとめられると

されば、経済上も非常にいいわけですが、いまして、御趣旨の点がわれくとしても疑問になるのであります。ただ、われくは実際上の損失を補償するんだ、こういう法の根本精神に立つておられます関係上、損失をこうむつたときののみこの損害を補償できるんだ、こうとらざるを得ないのではないかと考えるわけであります。

○鈴木(善)委員 重ねて不動産部長にお尋ねいたしますが、その予防的措置のほかに、砲撃等によりまして岩礁が破壊されたり、そういうことによつて実害が発生し、あるいは繁殖場の破壊というような事態が起りました場合に、それを築いてその他によつて復旧することによつて関係漁民が救済される。年々ただそれをほつたらかしても、その方が有利であるというような場合があると思うのであります。そういう場合よりも、国家の立場からいっても、また関係漁民の立場からいつでも、その築いそ等の復旧費と申しますか、そういうものの支出ができるかどうか、その点をお尋ねいたしたい。

○山中政府委員 お答えいたします。ただいま鈴木委員の御質問でございましが、われくも実はこの点運営上につきましては、相当むづかしい問題が出て来るのじやないかと考えておるのであります。と申しますのは、前の御質問と同様に、そういう場合に年々損害を補償して行くような措置が、国としても被害者としてはたして得なのかどうか、両方に損なようなことなら、原状回復的な措置を早く講じておいた方がいいのではないかと思われる

ると思うのであります。われくもで
きますれば、そういうことが客観的に
多数の正当な意見であれば、それに進
みたいと存するのであります。現在
の運営をはたしてこの法でやつて行
けるかどうかということについては、
若干疑問を持つております。関係各省
とも相談の結果、この法の運営上さし
つかないということになれば、おそ
らくそれで進められるかと思うのであ
ります。

言中には軍械するが多少ござりますので、それはこの際省略いたしまするが、この法律によつて東京湾の防潜網及び海底聽音機の施設に対する補償は、やがて実現されることと思つておるのであります、ただここで一点お伺いたしたいことは、九十九里の漁場がわが国の四大漁場の一として非常に大きな存在であるということは、特別調達庁としても御承知のことであると思います。しかるにこの漁民が補償を受ける際には、山をかけない、正確な基礎数字を正面に出さなくちやいかなうといふので、非常に千葉県当局もこの意をくみまして、細密なる資料を提出いたしておるのでござります。しかしむところ、ごく最近伝え聞くところによりますると、ただいま大蔵省の谷川主計官のお話によりますと、防衛支出金の大部分は特別調達庁がこれを使うのだということをございます。が、その特別調達庁でこの程度の数字が妥当なりとして、大蔵省の主計局と交渉したその結果、双方の意見が対立してものわかれになつてゐるようなうわさが九十九里に轟きまして、この二、三日えらい動搖をしておるのでござります。このままにしておくと、なか／＼容易ならぬ事態に相なりはせぬかと思つて、私はそれを憂慮いたしましたのでござりますが、そういう対立しておるような事実があるかどうか、大部分の防衛支出金を特別調達庁が扱うというならば、この調査は数箇月を要して、きわめて入念にで上つておることと思うのでありまするが、それらの対立の事情があるやうなや、その点をまず最初に、特別調達庁の不動産部長にお尋ねいたしたいの

であります。

○山中政府委員 お答えいたします。

谷川主計官もここにお見えになつておられますし、うそもはつたりも申し上げられないであります。が、ただいま主計官のお話になつた、防衛支出金の大部分を調達庁が使うというのは、補償の金額は調達庁がほとんど使うといふ意味だらうと私は了承しております。

それから、たゞいま、操業制限に伴うところの漁業補償の問題について、主計局と意見が対立しておるのぢやないかという御質問であります。が、支払いが遅れましても、いろいろ地元に御迷惑をかけていることは、調達庁として重々相済まぬのであります。が、意見の対立と申しますよりも、われくが要求した資料の中に、あるいはあやまちがあるのかもわかりません、また主計局をお握りになつておるところの計算の中につかりしたものがあるのかもわからない、あるいはまた他の方から出した資料に基かれて、その方が客観的に妥当じやないかというので、御検討になつておるのかもわからないのであります。ともかくも早急にこれを片づけなければならないというので、主計官の方とわたくしの方と、日夜こなれが折衝に努めておるわけであります。

○小高委員 次に大蔵省の谷川主計官にお尋ねいたします。一日千秋の思ひ、こういう言葉がござりまするが、まさに九十九里漁民においては、この言葉がびつたりと当てはまる思ひで、非常に焦がれておるのでございます。

そういう際に、たまくそういう話を聞きましたので、いかがと思つてお尋ねいたしたのでござりまするが、その後における大蔵省主計局のお考え

は、——漁民が苦心して出しました数字、これは特別調達庁においても、山のなかかつてない、正しい、まじめに出した数字だということをお認めになつておるのでござりますが、これに対するどう取扱つて、いつころの結果を生んで、一日千秋の思いを解決なさるか、この点をお尋ねいたしたのであります。

○谷川説明員 ただいまの御質問にお答えする前に、誤解があつたのではな

いかと思ひますので、先の鈴木委員の御質問に対するお答えともなると思ひますので、一應説明させていただきたいと思いますが、防衛支出金の予算の計算上の仕方がふくあいではなかろうか

ますので、一應説明させていただきたいと思いますが、防衛支出金の予算の御質問に対するお答えともなると思ひますので、一應説明させていただきたいと思いますが、防衛支出金の予算の計算上の仕方がふくあいではなかろうか

ますので、一應説明させていただきたいと思いますが、防衛支出金の予算の計算上の仕方がふくあいではなかろうか

ますので、一應説明させていただきたいと思いますが、防衛支出金の予算の計算上の仕方がふくあいではなかろうか

えの手続がとれるわけであります。も

のによりますれば、主計局は調達庁と連絡をとりまして、もし資料が的確であり、私どもの意見もそれと同感である場合の場合は、査定するという建前にきまります。それば、移替手続は一日でもできるの

でございまして、その計上の箇所が違います。それからといつて遅れるということはない、かよう存じます。それからさら

うからといつて遅れるということはない、かよう存じます。それからさら

うからといつて遅れるということはない、かよう存じます。それからさら

するが、いずれにいたしましても、そ

の制限を受ける前三年以上の平年漁獲高を抑えまして、それと当該年度の漁獲高を比較いたしまして、水揚高的減少を出すという建前にきなつておりますので、その平年度の漁獲高の数字につきましては相当慎重に検討し、事実ありのままの数字をその基礎にしなければならないと考えまして、その点につきましては相当慎重に検討したわけになります。それで相当日数がかかりましたが、現在におきましては、私どもの手元にあります資料は、農林省の水産庁が従来出されました農林統計及びそれの付属の資料しかございませんので、それによりまして全国的な二十七年四月二十九日以降——八日前のものは全部すつかり済んでおりますので、講和発効日以降今年の三月末までの全国の漁場の補償の金額は、大体このくらいだという程度のことと調達庁の方にお話申しておるのでございまして、それでは調達庁の方では、それによつて目下各県の割振りをその実績に基づましてやつておられるのではない

ます。それで調達庁の方では、それによつて目下各県の割振りをその実績に基づましてやつておられるのではない

ます。それで調達庁の方では、それによつて目下各県の割振りをその実績に基づましてやつておられるのではない

ます。それで調達庁の方では、それによつて目下各県の割振りをその実績に基

いて、漁場の補償の場合につきましては、経営者と労務者とわかれております

ます。それで調達庁の方では、それによつて目下各県の割振りをその実績に基

いうお話を、慎重という言葉は非常に慎重を要することとありますから、これが一應納得いたします。しかしながらあまり慎重の度合いが過ぎまして、一刻一刻遅れて行くことは、非常に漁民にとつて迷惑でありますので、的確な資料につきましては、意見の相違、見解の相違もございましようが、しかし今までの事情から推察して、私は全国各地から出ておりまする資料とらみ合せまして、無理な資料ではない、かようく信じております。さような意味において、どうか好意的に一日も早く漁民の希望が達しますよう、特にこの際その意見を主張いたしまして、時間の都合もありますので、質問を打切つておきます。

おだけの資料が出ておつて、一箇月に
おいて二万四千九百六十八円四十六銭
というものを出しておる。ただ単に今
までの議論、あなたの御意見から行く
ならば、この基準はどこから出て来た
か。九十九里浜の例年の漁場活動、そ
れを計算した調達庁の意見というもの
は私は適正なものと考えております。
まずあなたはよくお考えください。内
灘の問題は政治的な問題である。これ
と調達庁の意見とは相当食い違ひがあ
るはずだ。あなたのただいまの議論は
取消しを願いたい。さもなかつたなら
ば、この問題は大きな問題として、私
は内灘の問題を取り上げるべきだと思
う。九十九里浜のまじめな漁民は、た
だいま小高議員が申されるように、艦
砲射撃による不漁によつて三年間非常
な無理をしております。国の防衛のた
めにやむにやまれぬとして、涙をのん
でわざかの国の補償を今願つておる。
しかし一方においては、赤旗を立てて
政治的に運動したのが内灘の問題じや
ないか。かくして大蔵省の査定が政治
的に多少ゆがめられていないかといふ
ことを、私はここにはつきり申し上げ
ておく。あなたの方の査定はゆがめられ
ておる。こうしたへんなことをやること
いうことになると、日本国中全部が
赤旗を立てて、そして政治的な問題
になつて來るのであります。それを憂
えるがゆえに小高君は、九十九里浜の
漁民に対しても、そうしてわが日本の
国の防衛ということからいつてもいけ
ないという観点から、議論をされてな

だめておるのであります。委員会には
なんとうの話をしないのであります。こ
れをあなたの事務的な感覚から、やれ
基準がどうだのこうだのという議論で
やつて行くのだったら、私は立ち上り
ましよう。全然議論は別個であります。
それよりも調達庁はあらゆる資料
を集め努力しておる、その努力をし
て基準といふものを出してやつて行つ
たものであるならば、大蔵省はこれに
対して認めてやらなければならぬ。
ややもすれば大蔵省は、すべてが自分
の権限のことと考えておる。大蔵官僚
の横暴がとなえられるのはこれが原因
なんだ。あなたの議論を撤回しないの
だつたら、私は内灘の問題をひっさげ
て論議を進めなければなりません。誤
つた議論はおやめください。取消しを
要求いたします。

九十九里とどうして違うかということになりますが、七月四日の閣議了解の条項によりますと、今も申しましたように、制限を受けました前の三年以上の平年の漁獲高を一応基準にする。内離係上、初めて調達庁から平年度の漁獲高の数字が参りましたので、一応それをとることにいたしたわけであります。しかるところ千葉県その他の問題につきましては、従来から制限を受けました関係上、昨年度は水産庁におきまして調査をし、補償金額を見舞金でございましたが、算定いたしましたときには、私どもの方に提出相なつりました平年度の漁獲高の数字があるわけであります。内離につきましてはそれが初めてである関係上、調達庁の方の数字をとりましたが、その他の場合におきましては、従来の数字が一応ござりますので、その点と比較検討をして、慎重にことを進めたということを申し上げた次第でございまして、内離につきまして、調達庁の要求を水準としたというふうなことはないわけであります。

はそういうことを論議したくないのであります。内灘の問題は解決されておるでしよう。九十九里浜も防潜網も解決はされていないでしよう。そんならまの御説諭も、どうか早く解決してやつてくださいというのです。よけい金をよこせといつて強引にがんばつておるのでない。赤旗を立てて行つて威嚇しておるのでない。よく日本の防衛事情を知つておるから、適正な価格で急速にやつてくれという議論なんですか。あなたはただいま基準云々と言われたが、まだこの法律案が通過していない今日、どの基準をもつて内灘の問題の解決点を見出したのであるか。これはへんぱではありませんか。これは政治的に解決されておるので。しかし、それはわれ〜としては論議しない。それが保守党的な弱さです。これをよく考えたならば、この問題に対してもああした議論をされることは、私は非常に遺憾だと思う。しかし、私は一切はわかつておりますから、もうけつこうでです。

されておられるのではなかろうかと思
いますことは、今度の特別損失補償法
案はまだ通うておりませんが、内灘に
つきましては、この前の国会あるいは
その前かとも思いますが、漁船の操業
制限に関する法律が通うております。
さらにまたこの法律がなくても、従来
から継続して、見舞金を出して来た經
緯もござりますので、そういうたよう
なことで予算措置は講じ得るというふ
うに考えて、内灘につきましては、そ
ういう措置をしたわけでござい
ます。

○松田(謙)委員 いよ／＼もつて議論
をしようということであつたならば、
幾らでも議論いたしますが、それなら
ば九十九里だつて何もこの法律案は必
要はないぢやないですか。いろ／＼な
前からできておる法律を準用したり、
簡単なことは見舞金で片づけてやれば
それでいい。何も特にこの法律案をつ
くる必要はない。あなたのような議論
をされると、ます／＼議論に議論が咲
く。われ／＼の言つておるのは、早く
この法律案を通して、調達庁もあなた
の方もこの基準によつてやつて行き、
しかして政治的にすべてのことを考え
て行かなければならぬといふことな
のです。あまりとんがらがつて言う
と、これから何時間かかるかもわから
ないのでこの程度でやめますが、よほ
ど御注意をしてお話を願いたい。

○田口委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は公報をもつて御通知申し上
げます。

午後零時五十分散会

昭和二十八年七月四日印刷

昭和二十八年七月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局